

## 徳島県個人情報保護審査会答申第96号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、結論として妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 個人情報開示請求

平成29年4月27日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私が県に提出（申請書添付）した〇〇土地改良区裁判書類（1〇〇（元職員）、2〇〇、3〇〇、4〇〇、5〇〇）及び〇〇が〇〇土地改良区監事に送りつけた書類等 産業交流部（阿南）」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成29年5月10日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について、当該文書を作成しておらず、文書が不存在であるため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

平成29年5月12日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

#### 4 諮問

平成29年11月30日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、3の審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書における審査請求人の主張は、次のとおりである。

公文書公開請求の中で、添付した書類であり、その資料が指導監督する課に、無いとはおかしく全て公開すべきである。

〇〇氏の裁判書類に関しては、県から以前提供を受けている。また、〇〇氏・〇〇氏・〇〇氏の裁判記録は、申請書及び協議書等で請求書に添付したものであり、明らかにあるべき書類を隠して隠蔽する行為は、「枉法行為」でありおかしい。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている個人情報とは、審査請求人が個人情報開示請求書及び公文書公開請求書（以下「請求書」という。）に添付し、県に提出した〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）と〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏及び〇〇氏が争った裁判書類及び〇〇氏が土地改良区の監事に送付した書類と推察される。

実施機関において、審査請求人が過去に県に提出した請求書を確認したところ、本件請求のうち、土地改良区と〇〇氏が争った裁判書類は、審査請求人が平成〇年〇月〇日付けの公文書公開請求書に添付していた徳島地方裁判所〇〇支部平成〇年（〇）第〇号役員報酬等請求事件、平成〇年（〇）第〇号損害賠償反訴請求事件の判決書と特定し、平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号において、個人情報開示決定を行い、開示している。

一方、本件請求のうち、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏及び〇〇氏が原告、被告となっている裁判書類については、審査請求人が請求した過去の請求書を確認したところ、添付されておらず、保有していない。

また、〇〇氏が土地改良区の監事に送付した書類についても、同様に確認したところ添付されておらず、保有していない。

以上により、実施機関は、本件請求に係る個人情報については、過去に県へ提出された請求書に添付されておらず、保有していないため、条例第15条第2号に該当することから、条例第20条第3項に基づき本件決定を行ったものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

#### (1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、審査請求人が請求書に添付し、県に提出した、土地改良区と〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏及び〇〇氏が争った裁判書類及び〇〇氏が土地改良区の監事に送付した書類に係る個人情報と解される。

#### (2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関の説明によると、審査請求人が過去に提出した請求書を確認し、添付されていた土地改良区と〇〇氏が争った裁判書類は開示したが、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏及び〇〇氏が原告、被告となっている裁判書類及び〇〇氏が土地改良区の監事に送付した書類は添付されておらず、保有していないため、本件決定を行ったとのことである。

また、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏及び〇〇氏と土地改良区の裁判について把握していないとのことである。

イ 審査請求人は、裁判書類等を請求書に添付したと主張するが、文書の存在を窺わせる根拠が示されていないことから、本件請求に係る個人情報保有していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はない。

ウ 本件請求については、審査請求人が請求書に添付した書類に係る保有個人情報の開示を求めたものであり、実施機関は、当該文書に係る保有個人情報を取得していないことを明らかにしていることから、本件決定を取り消し、改めて「当該個人情報を取得しておらず、保有していないため」との開示請求拒否決定を行う意味はなく、文書を作成しておらず、保有していないとして行った本件決定を妥当とせざるを得ない。

エ 以上により、本件請求に係る保有個人情報について、文書を作成しておらず、保有していないとして行った実施機関の決定は結論において妥当である。

## 2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年10月25日	諮問
令和元年 8月 5日	審議（第113回審査会）
9月 9日	実施機関からの口頭理由説明の聴取、審議（第114回審査会）
10月23日	審議（第115回審査会）

## 徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士，税理士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長